

2. 特定幹線ルートについて

■ 本制度における通過交通可能な特定幹線ルートは、以下のとおりです。

対象ルート	地点	入域可能時間	対象者及び対象ケース	通行証及びステッカーの要否
通行証が必要な対象ルート				
(1) 町道東15号～県道252号 ～町道西13号～町道西9号 ～町道西20号～県道35号 ～国道288号	スポーツセンター前－ 中屋敷ゲート	5:00～ 19:00	制限あり (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	要
(2) 県道35号～国道288号	野上橋ゲート－ 中屋敷ゲート			
(3) 町道東15号～県道252号 ～町道西13号～町道西9号 ～町道西20号～県道35号	スポーツセンター前－ 野上橋ゲート			
(参考)通行証不要の対象ルート				
(4) 国道6号／ 国道6号～県道36号	浪江フローラ前－富岡消防署前／浪江フローラ前－大菅ゲート	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(5) 常磐自動車道	常磐自動車道の帰還困難区域北端－浪江IC		制限なし (高速自動車国道法の定めるところによる)	
(6) 国道114号	浪江IC－旧室原ゲート		制限なし (原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	



上記以外のルートを通行した場合は、違反に対する措置が講じられます。詳しくは、「6. 違反に対する措置について」をご覧ください。

3. 申請先について

<通勤、通院等の場合>

■ 「帰還困難区域の特別通過申請書」を本制度の関係市町村(※)に提出してください。なお、通勤先が証明できる資料(雇用証明書等)等の提出を求められる場合があります。詳しくは、各役場にご確認ください。

※ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村

<帰還(催事への参加や墓参など)を行う場合>

■ 「帰還困難区域の特別通過申請書」を帰還困難区域の立入り制度を有していない市町村(※)に提出してください。なお、別途資料が必要となる場合があります。詳しくは、各役場にご確認ください。

(※) 南相馬市、川内村、川俣町、田村市、檜葉町、広野町の6市町村を指します。

■ なお、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の方につきましては、各役場にお問い合わせください。

4. 申請手続について

■ 申請書の記載にあたっては、「帰還困難区域を通過交通するにあたっての注意事項」をよくお読みください。

(帰還困難区域の特別通過申請書イメージ)

■ 申請内容について役場が審査を行います。審査終了後、役場から次の文書等(①~③)をお渡します(郵送又は窓口において手交)。

- ① 帰還困難区域の特別通過通行証(※)
- ② 帰還困難区域の特別通過申請書の写し
- ③ 通行車両掲示用のステッカー

① 帰還困難区域の特別通過通行証

表面

裏面

② 帰還困難区域の特別通過申請書の写し

③ 通行車両提示用のステッカー



(※) ① 通行証の裏面には、通過ルートが印刷されています。


5. 帰還困難区域への立入り・退出に際して


- 通行証の必要な特定幹線ルートを通行する際には、以下の文書等を必ず携行し、ゲート警備員に、当該文書等を提示してください（携行していない場合は通行できません）。また、ステッカーについては、外形的に判別可能な場所に貼ってください。


<携行が必要な文書等>

- ① 帰還困難区域の特別通過申請書の写し
- ② 帰還困難区域の特別通過通行証
- ③ 本人であることを確認できる書類（同乗者を含む）

- 帰還困難区域を退出する際には、「7. スクリーニング場」に記載の各スクリーニング場を活用するなどして、自らの責任において適切にスクリーニングを実施することができます。
- 申請書に記載する用務地での目的が終了した場合又は通行証に記載されている有効日を過ぎた場合には、ステッカーを役場に返却してください。

 通行証に記載されている有効日を過ぎた場合は、使用できません。

 申請書及び通行証に記載されている通行時間及び通過ルートから逸脱している場合又はステッカーを適切に使用していなかった場合には、違反に対する措置が講じられます。

 なお、降雪や倒木等により、緊急避難的にルートを回避すること、それに伴い通行時間が変動することは認められています。

6. 違反に対する措置について

■ 申請書及び通行証に記載する内容と異なる行動をとったことが判明した場合、又はステッカーを適切に使用していないことが判明した場合、次のような違反に対する措置が講じられます。

- ① 通行証の使用停止
- ② 所要の期間の通行証発給停止

■ 違反行為が繰り返された場合は、帰還困難区域の特別通過通行証発給停止期間の加算等の措置が講じられます。

(違反に対する措置の例)

- ・申請書及び通行証に記載のない者が警戒区域等を通過した事案に対して、一定期間の通行証発給停止措置の実施。
- ・通過交通可能な特定幹線ルート外の道路を通行した事案に対して、通行証の更新手続を停止する措置を実施。

7. スクリーニング場

■ スクリーニング場の場所、開設時間等については、次のとおりです。事前の連絡等は必要ありません。

箇所名	所在地	受付時間	連絡先
加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1	9:00-19:30	080-6846-5967
高瀬スクリーニング場	浪江町大字高瀬字小高瀬迫183	9:00-19:30	080-8014-0697
中屋敷スクリーニング場	大熊町大字野上字小塚地内	9:00-18:00※	080-6849-4045
大川原スクリーニング場	大熊町大字大川原字西平591	9:00-18:00	090-2557-7511
高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸地内	9:00-18:00	080-6857-4114
毛萱・波倉スクリーニング場	富岡町大字毛萱字前川原232-16	9:00-18:00	0240-25-1466

※冬期(平成26年12月1日～平成27年3月31日)は9:00～17:00。